



改定	現行	備考
<p data-bbox="136 536 920 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="286 1050 770 1273">令和6年4月 (令和7年4月一部改定) (令和8年4月一部改定) (令和8年5月一部改定)</p> <p data-bbox="353 1321 707 1374"> 東京都水道局</p>	<p data-bbox="1088 536 1872 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1240 1050 1724 1214">令和6年4月 (令和7年4月一部改定) (令和8年4月一部改定)</p> <p data-bbox="1308 1321 1662 1374"> 東京都水道局</p>	

改定	現行	備考
<p>イ 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（0-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。</p> <p>エ 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね1年ごとに行う。ただし、イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行う。</p>	<p>(6) 水道施設での施工に当たっては、人の飲用に供するものであることを踏まえ、次の事項を確実に行う。</p> <p>ア 施工に携わる作業員の人数、氏名等を毎日正確に把握し、不審者等が紛れ込むことのないようにする。この場合において、監督員が請求したときは、作業員の人数及び氏名を記載した資料を提出する。 また、各日の作業が終了したときは、全ての作業員を速やかに退出させる。</p> <p>イ 工事範囲ではない工作物等に不用意に近づかない。 また、このことについて各作業員への指導を徹底する。</p> <p>ウ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させてはならない。 また、異物が混入するおそれのある作業を行うときは、事前に監督員と協議する。</p> <p>エ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させ、又は混入している状況を発見した場合は、直ちに監督員及び維持管理職員に連絡する。 また、監督員の指示があれば、それに従う。</p> <p>1. 3. 8 衛生管理</p> <p>(1) 水道施設での施工に当たっては、水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。</p> <p>(2) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。</p> <p>ア 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び当局が特に指定する者</p> <p>イ 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症（0-157を含む。）の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても検査する。</p> <p>ウ 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出 1.3.8(2)アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出する。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出する。</p> <p>エ 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行う。ただし、イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行う。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従う。</p> <p>オ 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出する。</p> <p>(3) 水道法施行規則第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断と見なすものとする。 この場合、(2)の検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、(2)の検査の受検を要しない。</p> <p>(4) 次の者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>イ アに掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（アに該当する者を除く。）</p>	<p>文言の追加</p> <p>実施時期の変更</p>